

◎相談日程

相談時間 午前の部 9:00～12:00 (受付終了は11:30) 午後の部 13:00～16:00

2月	地区
16日(水)	牧地区
17日(木)	
18日(金)	
21日(月)	結地区
22日(火)	
24日(木)	
25日(金)	
28日(月)	

3月	地区
1日(火)	結地区
2日(水)	名森地区
3日(木)	
4日(金)	
7日(月)	
8日(火)	
9日(水)	
10日(木)	
11日(金)	
14日(月)	指定なし
15日(火)	

*申告相談は役場2階大会議室で、受付番号順に行います。

*土地建物(安八町の収用等によるものを除く)・株式等の分離課税の対象となる譲渡所得のある場合や、災害などで資産に被害を受けた場合の雑損控除がある申告は受付できませんので、大垣市情報工房をご利用ください。

*ご自分で申告書を作成された方は、郵送により直接税務署に提出することができます。

< 提出先 >

〒503-8556

大垣市丸の内2-30

大垣税務署 ☎78-4101

◎医療費控除の明細書の提出が必要となりました。

医療費控除を受ける場合には、領収書の提示・提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

*「医療費控除の明細書」は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/iryuhikoujo2.htm>)からダウンロードできます。

*税務署から医療費控除の内容確認を求められる場合がありますので、領収書は確定申告期限から5年間保管してください。

◎新型コロナウイルス感染症の感染防止策へのご協力のお願い

申告相談は、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上で開催します。

来庁される方は、次の感染防止策にご協力賜りますようお願いいたします。

◇会場入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合又は、検温にご協力いただけない場合は、入室をお断りさせていただきます。

なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は後日の来庁をお願いします。

◇来庁の際は、マスクを着用いただき、入口等でアルコール消毒液により手指消毒を行っていただくようお願いいたします。

◇来庁の際は、できる限り少人数でお越しください。

◇来庁された方全員のお名前・連絡先を記入していただきます。

◎ご自宅から確定申告書の作成・送信ができます。

確定申告会場へ行かなくても、ご自宅のパソコンやスマホをつかって国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から申告書の作成・送信ができます。<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>

自動計算

画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動計算

自動入力

マイナポータル連携を利用して自動入力

自宅から

マイナンバーカードとスマホでe-TAX!

作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン(又はICカードリーダライタ)を用意すれば、e-TAX(電子申告)を利用して提出できます。お持ちでない方も、事前に税務署で手続きすればe-TAXをご利用できます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

☎ 税務課 ☎ 64-7102